

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第121回）

主なご意見

1. 認定日本語教育機関の認定基準等に関すること

＜審議会の確認事項＞

- 教員1人当たりの担当授業時数について、校長又は副校長と主任教員を兼ねる者は8単位時間とあるが、慎重に調査・聞き取りをしたうえで判断するのが良いのでは。
- 教員1人当たりの担当授業時数について、25単位時間は多すぎるのではないのか。日本語教育の質の向上という議論の原点に立ち返ると、それで向上が望めるのか。
- 校長と副校長を単独で行った場合どうなるのか。校長と副校長を単なる教員と考えてそれぞれでコマ数を増やすと肝心の業務が疎かになるのではないのか。
- 校長の要件に多文化共生のところをいただいたのはよい。ロードマップや総合的対応策という文言を入れてもいいのでは。

＜教育課程指針＞

- 「教育課程」という言葉が使われているが、従来ではコースと呼んでいたものが、教育課程という表現になっているが、従来のコースを置き換え可能なものなのか、それとも違うものなのか。今後丁寧な説明を。
- 区切りを定めて評価する、とあるが、学期とレベルが一致しない場合もあると思うが、カリキュラムとして整合性がとれていれば任意に設定できるということか。
- P.14「就労分野-教育課程編成の考え方-」2つめの○赤字部分には、学習者、ビジネスパーソン、就労者のニーズをもう少し入れてもいいのではないのか。産業界や職場がニーズそのものを把握していない場合もあるので、日本語教師が主体的に提案していくといった役割を教育課程編成のどこかに入れられたらいいのでは。
- 就労分野について、課程の到達目標を作るときにも、企業の視点的な要素を入れていただくほうがよい。
- P.8「留学分野-学習内容-」について、方略をどう考えるのかというところかと思う。言語知識とストラテジーはかなり距離があると思う。「言語知識の定着にとどめず、言語能力、特に方略ストラテジー」とするのがよいのでは。
- 「生涯を通じて日本語を学び、管理する力」とあるが、どういう力を指すのか。何を管理するのか分からない。

2. 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関すること
＜審議会の確認事項＞

- 副専攻課程でやっている大学の場合、定員を設けていないと思うがどのように考えれば良いか。

＜コアカリキュラム＞

- かなり細かいことが書かれていて、大学という場の、自由に色々なことを工夫していくという流れの中で、実際に大学の養成で運用するのは難しいのではないか。特に、すべての項目に「～するために」とあるが、この部分が学習観を縛っているように感じる。一方でカリキュラム論の中で深さというのか、どの程度までの理解を求めるという点が明確ではない。このあたりご検討いただきたい。あまり難しいことをいうと撤退する大学もでてくるのではと懸念している。
- 実践研修をする前に学ぶべきところについて、内容が多岐にわたっているが、物理的に可能か。それぞれのカリキュラム全体を見ながら判断いただくことになると思うが柔軟な対応を検討いただければ。

＜小学校等における実践研修＞

- 教員免許プラス日本語教員の資格を持つ方が、日本語教師として年少者を対象としない機関で日本語教員となる可能性もあると思うが、その点が不安。
- 実習の履歴を記録するサイトはよい。日本語教員ポートフォリオのようなものがあると簡便でよいのではないか。
- 小学校等での教壇実習を認める要件について、現場のニーズが高まっているところ、教員免許と日本語教員両方の専攻でなければという条件は必要か。
- 教員免許を持っていなくても、地域日本語教室や補助者の形で児童生徒を指導する機会はある。小学校等の教壇実習で教員免許を必須とするのは、小学校等の正規の課程で指導をする際には教員免許が必須となっていることが背景にあり、やむを得ない。

【後日提出されたご意見】

1. 認定日本語教育機関の認定基準等に関すること

＜審議会の確認事項＞

- 教員の担当授業時数の上限を「目安」とするなら、研修時間の確保も考慮し、教員 20 単位時間、主任 15 単位時間が限界と考える。(週 4 日 5 単位時間で 1 日が研修日、あるいは週 5 日 4 単位時間で空き時間が研修時間)
- 校長・副校長と主任を別の方にした場合、校長・副校長の上限目安は 25 単位

時間（1 教員とみなす）、主任の上限目安は 20 単位時間という抜け道ができてしまうため、「校長・副校長は学校管理業務のために週 2 日（10 単位時間）授業のない日が必要。主任は授業管理業務のために週 1 日（5 単位時間）授業のない日が必要。」のような決め方の方が合理的ではないか。

- ある学校が日本語教育機関かつ日本語教師養成機関である場合、両方の合計担当単位時間数をどのようにカウントするかについてもご検討いただきたい。

2. 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関すること ＜審議会の確認事項＞

- 教壇実習機関が地域の日本語教室である場合、「②教壇実習機関が日本語教育課程を実施していること」については何らかの指標があることが望ましい。例えば、「教壇実習機関が地域の日本語教室である場合は、「標準的なカリキュラム案」、「生活 Can do」等を参考にした日本語教育を実施していること」等を検討いただきたい。

＜認定法ポータルについて＞

- 「登録」した日本語教員のデータの項目や公表範囲については、個人情報等の観点から法の専門家にも相談しながら適切に決めるべきではないか。